



林地開発許可基準が変わりました。

①太陽光発電設備の設置の場合の面積要件が0.5haとなります。

適用対象：令和5年4月1日以降に着手する案件

改正前

○地域森林計画対象民有林において、**1haを超える**土地の形質変更を行う場合、許可が必要。



改正後

○**太陽光発電設備の設置**を目的とした土地の形質変更を行う場合、**0.5haを超える**ものについて許可が必要。

②申請時の届出書類が追加になります。

適用対象：令和5年4月1日以降に、新規申請・変更許可申請・その他届出する案件

追加①

申請者について、資力及び信用があることを証する書類

- (1)資金計画書
- (2)資金の調達について証する書類
- (3)貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
- (4)納税証明書
- (5)事業経歴書
- (6)法人の登記事項証明書
- (7)定款（法人の場合）
- (8)住民票等（個人の場合）

追加②

申請書に施行体制を記載し、**施行者について防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類**

- (1)建設業法許可書（土木工事業）
- (2)事業経歴書
- (3)預金残高証明書
- (4)納税証明書
- (5)事業実施体制を示す書類
- (6)林地開発に係る施工実績を示す書類

追加③

防災施設の維持管理方法を示す書類

③防災施設の設計基準が変わります。

適用対象：令和5年4月1日以降に、①新規申請案件②開発区域を拡大する変更申請を行う案件（拡大区域のみ）③開発目的を一時利用から永久転用に変更する（採石→太陽光等）変更許可申請案件※**防災調整池設置指導要綱**によるものは、当該要綱に基づくものとする。

改正前

・排水施設の断面の設計雨量強度：**10年確率**

・洪水調整池の設計雨量強度：**30年確率**

・余水吐きの能力

コンクリートダム：**100年確率**で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上
フィルダム：コンクリートダムの余水吐きの1.2倍以上

・流出土砂量の算出基準

地表の状態	土砂量(m ³ /ha)
裸地・荒廃地	200~400



改正後

・周辺に人家等の保全対象がある場合、排水施設の断面の設計雨量強度：**20~30年確率**

・河川等の管理者が必要と認める場合、洪水調節池の設計雨量強度：**50年確率**

・余水吐きの能力

コンクリートダム：**200年確率**で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上
フィルダム：コンクリートダムの余水吐きの1.2倍以上

・流出土砂量の算出基準

地表の状態	土砂量(m ³ /ha)
平均	400
脆弱な土壌	600
表面侵食のおそれ低い土壌	200

④防災施設の設置について変更があります。

適用対象：令和5年4月1日以降に、新規申請・変更許可申請を行う案件

変更①

- ・許可条件に**防災施設（仮設を含む。）を先行設置**し、その完了を県の職員が確認するまでは、**それ以降の開発行為を実施できないものとする。**
- ・防災施設の設置完了時には、防災施設設置完了届を提出することとなる。

変更②

- ・仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施工工程において具体的な個所及び施工時期を明らかにする。
- ・仮設の防災施設の設計においては、**本設の基準に準じる。**

変更③

- ・用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する**下流の第一次放流先河川（普通河川以上）の管理者の同意**を得ているものであること。

⑤回避または対策すべき区域が追加になります。

適用対象：令和5年4月1日以降に、新規申請・変更許可申請・その他届出する案件

改正前

- ・公益的機能別施業森林の区域
- ・土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）
（災害の種類が土石流の区域においてはその上流域を含む。）
- ・山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区においてはその集水区域を含む。）



改正後

- ・公益的機能別施業森林の区域
- ・土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）
（災害の種類が土石流の区域においてはその上流域を含む。）
- ・山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区においてはその集水区域を含む。）
- ・砂防指定地
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・地すべり防止区域
- ・災害危険区域

⑥開発行為の施行者が変わる場合にも届け出が必要になります。

適用対象：令和5年4月1日以降に、新規申請・変更許可申請を行い、許可を取得した案件。

⑦全ての案件※で施行状況報告が必要になります。

※適用対象：令和5年4月1日以降に、新規申請・変更許可申請を行い、許可を取得した案件。

【改正に関するお問い合わせ先】

宮城県環境生活部自然保護課みどり保全班

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

Tel:022-211-2676/Fax:022-211-2669/E-mail:sizenm@pref.miyagi.lg.jp

宮城県 林地開発 改正 検索

県のホームページに手引きや関係例規を掲載しておりますので、検索してご確認ください。